

社会福祉法人 森友会 行動計画（第2次） 変更

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から~~平成30年3月31日までの3年間~~

平成29年10月31日までの2年7ヶ月間

※ 女性活躍推進法に基づく計画を11月1日に策定し計画期間を一体とするため、本計画の末日を変更（5ヶ月短縮）

2 内容

目標1

育児休業等の諸制度について、職員に内容の周知を図り、活用を促す。

<対策>

各年度 新採用職員向け研修の実施時期、定例職員会議の適当な時期、及び個別職員から結婚の届出があった時期に、育児休業等の諸制度について、説明を行う。

目標2

結婚・出産や育児・介護による退職者の優先的再雇用を実施する。

<対策>

各年度 過去に出産や子育て・介護のために退職した職員を優先的に雇用することとし、その際、無理なく就業でき子育てと両立できるよう勤務形態・時間を考慮して相談し、労働条件を決める。

目標3

当該年度採用職員を除く職員の年次有給休暇の取得目標を1人当たり10日とする。

<対策>

平成27年度 子ども・子育て支援新制度施行に伴う新たな環境下における各事業所での年休取得状況について、課題や取り組み状況の現状を把握。

当面の年休取得目標日数を、職員（当該年度採用職員を除く）一人平均10日に設定。

平成28年度 各事業所が行う年休取得促進策のうち有効なものを各事業所に拡大し、年休取得率目標を設定。

平成29年度 更なる年休取得促進のための取り組みを開始。

目標4

資格取得を目指す学生の就業体験の機会を増やす。

<対策>

各年度 資格取得を目指す学生の実習生受け入れやアルバイト受け入れを積極的に進め、就業体験の機会を増やす。

採用内定者に対しても、採用前研修やアルバイトを兼ねた実習を行う。